

奈良県動物愛護管理推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 人と動物が共生する社会の形成を図るため、動物の愛護及び管理に関する施策の推進について必要な協議を行うことを目的として、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、奈良県動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第38条第1項の規定による動物愛護推進員(以下「推進員」という。)の委嘱の推進に関すること。
- (2) 推進員の活動に対する支援に関すること。
- (3) その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人の意見を代表する者
- (2) 獣医師の団体の意見を代表する者
- (3) 県又は市町村の教育委員会の職員
- (4) 県及び市町村の動物愛護管理関係職員

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を統括し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があるときは、協議会の会議に委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、くらし創造部消費・生活安全課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月17日から施行する。